1. 障害者総合支援法及び児童福祉法の給付・事業

市町村

障害福祉サービス

介護給付
- 居宅介護
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 療養介護
- 生活介護
- 短期入所
- 重度障害者等包括支援
- 施設入所支援

第２８条第１項

訓練等給付
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- 就労選択支援（R7.10.1～）
- 就労移行支援
- 就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）
- 就労定着支援
- 自立生活援助
- 共同生活援助

第２８条第２項

自立支援給付
国が1／2負担　第６条

障害者・児

相談支援
- 基本相談支援
- 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）
- 計画相談支援　第５条第18項
- 障害児相談支援　児福法第６条の二の二第６項

自立支援医療
- 更生医療
- 育成医療

第５条第24項

補装具
第５条第25項

障害児通所支援（国が1/2負担）
- 児童発達支援
- 居宅訪問型児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援

児福法第６条の二の二

地域生活支援事業（国が1／2以内で補助）
- 相談支援
- 意思疎通支援
- 日常生活用具
- 移動支援
- 地域活動支援センター
- 福祉ホーム
- 等

第７７条第１項・第３項

支援

都道府県

地域生活支援事業（国が1／2以内で補助）
- 広域支援
- 人材育成　等

第７８条

自立支援医療
精神通院医療　第５条第24項

障害児入所支援（国が1／2負担）
児福法第７条